

香川地方最低賃金審議会

第4回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年8月5日 13時25分～15時29分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県最低賃金額について		
議事要旨	<p>1 香川県最低賃金額の審議</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額819円（1円引上げ） 根拠：ギリギリの判断である。リーマンショック後の平成21年度において、最賃引上げ額が1円であったこと、今朝の日経新聞の記事による他県での答申状況等を考慮したことによる。これ以上だと反対である。</p> <p>使用者側：第2回提示額 時間額819円（1円引上げ） 根拠：1円からの引き上げはない。他県の多くが+1円の答申であり、静岡では±0円であることから、使用者側は+1円からは譲れない。</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額821円（3円引上げ） 根拠：昨日と同じ根拠であり、令和2年4月に四国財務局が発表している「香川県内経済概況」の消費者物価の項目において、高松市の令和元年12月の物価指数は、前年同月比0.4%となっていることによる。</p> <p>労働者側：第2回提示額 時間額821円（3円引上げ）</p> <p>双方とも提示済金額の変更には至らず、採決となった。</p> <p>現行（818円）+2円の時間額820円の公益案に対し採決の結果、賛成5人、反対3人にて本審への報告書を作成した。</p> <p>第4回香川地方最低賃金審議会が、第4回専門部会の閉会後に開催されることが、事務局より伝えられた。</p>		